

○山口県警察の鉄道警察隊に関する訓令

平成15年3月28日  
本部訓令第17号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 勤務方法（第11条・第12条）
- 第3章 事務処理等（第13条—第18条）
- 第4章 運営管理（第19条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、山口県警察の鉄道警察隊について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「鉄道施設」とは、列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工事、変電所その他の施設をいう。

（位置）

第3条 鉄道警察隊は、山口市に置く。

（派遣所の設置）

第4条 鉄道警察隊が活動するための施設として、派遣所を設ける。

2 派遣所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名	称	位 置
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊岩国駅派遣所		岩国市
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊新岩国駅派遣所		岩国市
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊徳山駅派遣所		周南市
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊新下関駅派遣所		下関市

（任務及び事務）

第5条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 列車への警乗の実施に関すること。

- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関する事。
- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関する事。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関する事。
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関する事。
- (9) 鉄道に関する統計に関する事。

（隊長の任務）

第6条 鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、前条第1項の任務が的確に遂行されるように所要の調整を行い、部下職員を指揮監督する。

（課長補佐の任務）

第7条 鉄道警察担当課長補佐（以下「課長補佐」という。）は、隊長を助け、第5条第2項各号に掲げる事務を統括する。

（勤務制）

第8条 隊員の勤務は、隊長、課長補佐及び隊長が指定する隊員にあっては、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号）第2条に規定する通常勤務とし、その他の隊員にあっては同条に規定する毎日勤務又は交替制勤務とする。

（指揮者）

第9条 鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）第5条第1項に規定する指揮者は、警部補又は巡查部長の階級にある隊員とする。

2 指揮者は、当番日における責任者（以下「当務責任者」という。）として、勤務員を指揮し、事務処理を調整する。

（服装）

第10条 隊員は、勤務中は、制服を着用し、警察庁長官の定める標章を当該制服の左襟に装着するものとする。

2 隊員は、事件、事故等処理するため、隊長が必要であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、私服を着用することができる。

3 隊員は、制服を着用して事務を行う場合は、別表の腕章を左上腕部に装着するものとする。ただし、会議、打合せ、儀式等出席する場合は、この限りでない。

## 第2章 勤務方法

（勤務方法）

第11条 隊員の基本的な勤務方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警ら
- (2) 警戒警備
- (3) 警乗
- (4) 在所

(5) 立番

(警乗)

第12条 列車への警乗について必要な事項は、別に定める。

第3章 事務処理等

(事件又は事故の処理)

第13条 隊員は、鉄道施設において事件又は事故が発生したときは、初期的警察活動を行った後、その処理を当該事件又は事故の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

2 事件又は事故の処理に係る基準は、別に定める。

(逮捕又は保護に係る身柄の取扱い)

第14条 隊員は、列車への警乗中に被疑者を逮捕し、又は要保護者を保護したときは、必要に応じて逮捕地又は最寄りの駅を管轄する警察署に身柄を引き継ぐものとする。

(被害届の取扱い)

第15条 隊員は、被害届を受理したときは、その処理を被害の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(拾得物の取扱い)

第16条 隊員は、拾得物を受理したときは、山口県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年山口県警察本部訓令第32号）に定めるところにより処理するものとする。

(関係所属長との協議)

第17条 隊長は、前4条の規定により事務処理を行うことが困難と認められる場合は、関係所属長と協議の上、処理するものとする。

(緊急配備の実施)

第18条 課長補佐は、緊急配備の実施について指令を受けたときは、山口県警察の緊急配備に関する訓令（昭和46年山口県警察本部訓令第9号）第17条に定める措置を講じなければならない。

第4章 運営管理

(資料の収集及び整理)

第19条 鉄道警察隊は、鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料その他鉄道警察隊の事務に必要な資料を収集し、活用することができるように整理しておかなければならない。

(教養)

第20条 隊長は、毎月1回招集日を決め、教養を実施するものとする。

(会議)

第21条 隊長は、毎月1回以上、幹部（巡査部長以上の階級にある隊員をいう。）を集め、会議を開催するものとする。

(月間活動計画の策定)

第22条 隊長は、月間活動計画を策定し、隊員に示すものとする。

(月間勤務計画及び当務計画の策定)

第23条 課長補佐は、月間勤務計画及び当務計画を策定し、隊員に示すものとする。

(日誌の作成)

第24条 隊長は、任務の遂行状況を把握するため、次の各号に掲げる日誌を備え、それぞれ当該各号に掲げる隊員に記録させるものとする。

- (1) 隊日誌 課長補佐
- (2) 当務日誌 当務責任者
- (3) 勤務日誌 警部補以下の階級にある隊長

#### 第5章 雑則

(連携)

第25条 隊長は、関係所属長、他県警察の鉄道警察隊長及び鉄道事業者等との緊密な連携を図らなければならない。

(その他)

第26条 この訓令に定めるもののほか、鉄道警察隊について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月17日本部訓令第21号周南市の設置に伴う関係訓令の整理に関する訓令13条による改正附則)

この訓令は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 (平成15年9月12日本部訓令第31号)

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月16日本部訓令第37号山口県警察における遺失物の取扱いに関する訓令附則2項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日本部訓令第44号)

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日本部訓令第41号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日本部訓令第32号山口県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令附則4項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、法の施行の日(平成19年12月10日)から施行する。

附 則 (平成24年2月21日本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日本部訓令第11号山口県警察の組織改編に伴う関係

訓令の整理等に関する訓令24条による改正附則)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日本部訓令第15号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。